単　位　事　務　名	
# 入学者選抜手数料・入学検定料	
根拠及び参考法令	鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例　【第１０条，第１１条】 鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例　【第３条】 鹿児島県証紙条例　【第２条】 鹿児島県証紙条例施行規則　【第２条，別表第１，第２２条】 鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例第６条の解釈について（通知） 【昭和３３年１０月２８日鹿教管第９２４号教育長通知】 鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱 県立中学校及び高等学校授業料徴収条例，県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則及び県立高等学校入学料の免除に関する規則の一部改正について(通知) 【平成２６年４月２１日鹿教総第７８号総務福利課扱い】 県立中学校及び高等学校授業料徴収条例の一部改正について（通知） 【平成２７年３月２６日鹿教総第７７７号総務福利課扱い】
項　目	処　理　方　法
説明（入学者選抜手数料）	1　県立中学校の入学志願者は，入学願書提出の際に，入学者選抜手数料を納付しなければならない。 2　県立中学校の校長において特に必要と認めるときは，教育委員会の承認を得て，入学者選抜手数料を免除することができる。 3　前項の規定は，県立中学校に転入学又は編入学を志望する生徒について準用する。 【徴収条例１０条】
（入学検定料）	4　県立高校(通信制の課程を除く。)の入学志願者は，入学願書提出の際，入学検定料を納付しなければならない。 5　県立高校の校長において特に必要と認めるときは，教育委員会の承認を得て，入学検定料を免除することができる。 6　前項の規定は，生徒が転入学を志望する場合(転学先の県立高校の校長が選抜を行う場合に限る。)又は生徒以外の者が転入学又は編入学を志望する場合について準用する。【徴収条例１１条】 7　県立の特別支援学校の入学検定料は徴収しない。 【特別支援学校設置及び管理に関する条例第３条】
納付額	1　入学者選抜手数料の額は，2,200円とする。【徴収条例第１０条】 2　入学検定料の額は次のとおりである。【徴収条例第１１条】 県立学校　全日制の課程，専攻科　２，２００円 定時制の課程　９５０円 3　出願変更を行った受検者については，再度入学検定料を納付する必要はないが，出願変更に伴い入学検定料に不足が生じた場合は不足相当額を納付する。

項　　目	処　　理　　方　　法
納　入　方　法	入学検定料は，収入証紙によって，納付しなければならない。 【証紙条例第２条】【証紙条例規則第２条，別表第１】
収入証紙の消印	収入証紙は，願書等を受理したときに再度使用することができないように収入証紙消印（第１５号様式）をもって判明に消印しなければならない。 【証紙条例規則第２２条】
還　付　制　限	既納の入学者選抜手数料，入学検定料は，どのような理由があっても還付しない。 【徴収条例第１４条】
転入学を希望する場合の取扱い	１　県立高校に在籍する生徒が転入学を志望する場合 転学先の校長が「選抜を行う場合」には入学検定料を徴収することになっている。この「選抜を行う場合」とは，転学先の校長が転入学志望の生徒に対し成績身体等の考査を行って転入学者を決定することを予定している場合をいう。従って，上記のような考査を行わず，成績，人物，性行等の証明書により書類選考のみで転入学を許可しようとする場合は，入学検定料は徴収しない。 このように県立学校に在籍する生徒の転入学については，入学検定料を徴収する場合と，徴収しない場合とがあるのでその間の事情を明確にするため，別記様式の例によってあらかじめ伺を立て，決裁を経て置くことが望ましい。 ２　県立高校の生徒以外の者が転入学を志望する場合 県内の市町村立高校，県外の公立高校または私立の高校の生徒および生徒以外のものが転入学を志望する場合は，選抜を行うと否とにかかわらず，すべて入学検定料を徴収する。 （例）　転入学志望者の選抜について（伺） 今回下記のとおり転入学の志望者がありましたので下記により選抜を行うことにしてよろしいですか。 （選抜を行わないで入学を許可することにしてよろしいですか。）

転入学希望者	在籍校	学年	氏名	備考

該の当状学況生		第１学年	第２学年	第３学年	第４学年
	定員				
	現員				
	欠過員				
選抜を行う時期		平成　　年　　月　　日			

【昭和３３年１０月２８日鹿教管第９２４号】